

大地震（震度5強以上）発生時に関する対応 保護者版 〈間々田小学校〉（要保存）

- ※ 震度5強以上の地震が発生した場合、学校災害対策本部を間小に設置（本部長：校長 副本部長：教頭・事務長）
- ※ **地震等発生時には「メール配信」で保護者に対応を連絡。通信手段が遮断されているときは、学校で児童を預かり、保護者への引き渡しを原則。**（留守家庭は保護者が来るまで学校で預かることを原則）
- ※ 校外学習・遠足・修学旅行等においては、地震等の発生を想定した指導を児童に行います。

	大地震警戒宣言発令	児 童 の 行 動	
		震度5強以上の地震発生	地震発生後
家にいる場合	○登校しないで保護者の指示に従う。	○保護者の指示に従う	○保護者の指示に従う。
登校途中	○自宅または学校（なるべく自宅）	○建物やブロック塀等の危険箇所から離れ、身の安全を確保する。	○自宅または学校のどちらか近い方に行く。（登校班、下校班で行動する） ・帰宅した場合：学校に連絡 ・学校に避難した場合：校庭など安全な場所に避難し、先生の指示に従う。下校に関しては、保護者への引き渡しを原則とする。（留守家庭は保護者が来るまで学校で預かることを原則）
学校にいる場合	○避難（校庭）、人員確認 ○下校について ・発令が解除：集団下校 ・発令が解除されない場合：学校で預かり又は保護者への引き渡し	○安全確保（避難訓練で細かな指導） ・室内：机の下に入る。 ・屋外：建物から離れる	○避難（校庭等）人員確認 ○火災等で校庭が危険なときは、2次避難場所へ移動（間々田中学校） ○下校は、保護者への引き渡しを原則。（留守家庭は保護者が来るまで学校で預かることを原則） ただし、状況が好転し、下校可能な場合、教職員同伴で一斉下校（メール配信及び連絡網活用）
校外学習・遠足・修学旅行等の場合	○校外学習等の実施前に警報が発令された場合は延期又は中止。 ○校外学習等の実施しているときに発令された場合、速やかに中止して即時帰校。	○建物やブロック塀等の危険箇所から離れる等、身の安全を確保する。 ○児童への細かな指導は、事前指導で行う。（学年及び行事に依りて指導）	○避難、人員確認 ○原則として即時帰校。帰校後の対応は、保護者への引き渡しを原則。ただし、交通機関の通行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの学校等安全な場所に避難するなど適宜措置をとる。 ○保護者には、メール配信、学級連絡網を使って速やかに随時、現地の状況を伝える。

・大地震警戒宣言発令とは、関東東京直下型地震警戒宣言等が発令された時のことです。

〈家庭での防災対策〉 家庭で次のことを明確にして、日頃から繰り返しお子さんに指導してください。

- 保護者とお子さんとの「連絡方法」「避難場所」
- 子どもだけで家にいるときに地震等が発生したときの対応